

27福保医人第2707号  
平成28年3月9日

各特別区（市）保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長  
（公印省略）

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について（周知）

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
標記について、厚生労働省から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。  
なお、公益社団法人東京都医師会及び公益社団法人東京都歯科医師会並びに都内各病院管理者及び歯科医師臨床研修施設には、都から別途通知いたします。

記

1 送付書類

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について

（平成28年2月23日医政発0223第5号厚生労働省医政局長通知）



（問合せ先）

東京都福祉保健局医療政策部

医療人材課人材計画係

電話03（5320）4441（直通）